

平成31年度介護職員処遇改善加算に係る届出について

平成31年度に介護職員処遇改善加算を算定するためには、**平成30年度にこの加算を算定しているか否かにかかわらず、届出が必要となります。**

秦野市の指定を受けている介護サービス事業者は、この加算の届出を**指定権者である秦野市に御提出いただく必要があります。**

加算を取得しようとする月の前々月の末日が提出期限ですので、**平成31年4月1日から算定する場合は、平成31年2月28日（木）＜必着＞が提出期限です。**

ただし、新規指定の事業においては指定申請時に提出してください。

【平成31年度 介護職員処遇改善加算提出書類一覧】

	書類名	備考
①	平成31年度介護職員処遇改善加算届出書	
②	加算届管理票	
③	介護職員処遇改善計画書（平成31年度届出用）	別紙様式2
④	介護職員処遇改善計画書（指定権者内事業所等一覧表）	別紙様式2（添付書類1） ※秦野市の指定を受けている事業所を全て記載のうえ、必ず添付してください。
⑤	介護職員処遇改善計画書（届出対象都道府県内一覧表）	別紙様式2（添付書類2） ※神奈川県内の事業所分と一括して作成する場合のみ添付してください。
⑥	介護職員処遇改善計画書（都道府県状況一覧表）	別紙様式2（添付書類3） ※他の都道府県に所在する複数の事業所分を一括して作成する場合のみ添付してください。
⑦	介護職員処遇改善加算チェック表及び誓約書	該当する加算のシートを使用してください。
⑧	特別事情届出書 ※該当する場合のみ提出すること。	別紙様式4
⑨	就業規則	・過年度に書類提出済みであって、内容の変更がない場合、添付を省略することができます。
⑩	給与規程（就業規則とは別に作成している場合）	
⑪	労働保険に加入していることが確認できる書類	
⑫	地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス費算定に係る体制等に関する届出書	・地域密着型（介護予防）サービス事業を実施している場合に提出してください。 ・法人一括で提出する場合であっても、該当事業所分の全てを別々に作成し、提出してください。
⑬	地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス費算定に係る体制等状況一覧表	
⑭	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書	・介護予防・日常生活支援総合事業を実施している場合に提出してください。 ・法人一括で提出する場合であっても、該当事業所分の全てを別々に作成し、提出してください。
⑮	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表	
—	返信用封筒	82円分の切手を貼付し、返信先の所在地・あて名を記載してください。

※ ⑨、⑩、⑪以外は指定様式があります。

※ お問い合わせいただく前に、国通知等を必ず確認してください。